

仕 様 書

1 業務名

令和5年度 路面ステッカー貼替業務

2 業務場所

「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」で定める喫煙制限区域内（南北：北8条通り南側歩道から国道36号北側歩道まで、東西：西1丁目東側歩道から西4丁目西側歩道まで）

3 業務目的

喫煙制限区域内に設置している565枚の路面ステッカーについて、劣化度等に関する現地調査を行い、その結果を踏まえて本市が選定する250枚の貼替を行う。

4 履行期間

契約書に示す履行開始の日から令和5年10月27日(金)まで

5 業務内容

(1) 事前調査（劣化度調査及び路面ステッカー位置図の更新作業）

ア 劣化度調査

喫煙制限区域内の路面ステッカー設置場所565か所について、事前に提供する路面ステッカー設置場所を示す位置図（路面ステッカー位置図）を参考に、それぞれ写真撮影を行うとともに、別添1のとおり、劣化度等に関する調査を行い、結果を調査報告書に取りまとめて提出すること。なお、工事等で調査ができない路面ステッカーについては、その旨を記載すること。

調査報告書には、現地調査の際に撮影した全ての路面ステッカー等の写真を添付することとし、書面(1部)及び電子データを提出すること。なお、路面ステッカー等の写真データについては、撮影場所が判別できるようにファイル名を変更すること。

イ 路面ステッカー位置図の更新作業

本市が提供する路面ステッカー位置図について、実際の設置場所との相違がある場合には、現地の設置場所に併せて、路面ステッカー位置図を更新すること。また、路面ステッカーの設置の向きが判別できるような表記とすること。更新した路面ステッカー位置図は、劣化度の調査報告書と合わせて提

出することとし、書面(1部)及び電子データを提出すること。

(2) 路面ステッカー貼替作業

(1)記載の調査報告書提出から、概ね2週間以内に本市から貼替作業対象箇所を指示する。

指示後、2枚程度の貼替作業を、本市職員の立会いのもとで実施することにより、施工方法を確認するので、実施日や実施場所について作業開始前に協議すること。施行方法に問題がないことを確認した後、口頭で承認を伝達するので、速やかに「作業着手届」(様式1)を提出し、その後、それ以外の路面ステッカーの貼替を行うこと。なお、大通公園周辺は、イベントの開催等で貼替が困難な期間があるので、事前に確認し、計画的に作業を実施すること。

また、路面ステッカーの貼替作業箇所は、施行方法確認場所を含め250枚以内とするが、250枚以内となる範囲で、撤去のみ、貼付のみを行う箇所や、貼付場所の変更を指示する場合があるので、留意すること。

貼替作業が完了した後は、「作業終了届」(様式2)を提出すること。

次に、路面ステッカーの撤去及び貼付時の注意点等について以下に記載する。

ア 撤去

撤去にはスクレーパーを用い、路面ステッカーを路面に対して90°方向に引っ張るなどして、ゆっくり剥がすこととし、剥がした材料を撤収し、最後に路面を清掃すること。この際、同一か所に新たに貼付しない場合は、撤去後の路面を通行に支障がない状態にすること。

なお、作業対象には、下記8(2)の路面ステッカー以外に、路面ステッカーの下に、過去に貼付していたスリーエムジャパン株式会社製スコッチレーンが残っているものや、通常と異なる貼付方法で張り付けられたものなど、撤去に時間を要するものが含まれる可能性があるが、そうした場合でも路面ステッカーが残らないよう、丁寧に作業を行うこと。

イ 貼付

原則、路面ステッカーの取扱説明書に従って行うこととし、同等の貼付となる別の方法による場合は、事前に本市の了解を得ること。

6 各作業の実施期限

業務における各作業の実施期限は以下のとおりとする。

(1) 事前調査(劣化度調査及び路面ステッカー位置図の更新作業)

- ・令和5年6月26日までに調査報告書等を提出すること。

(2) 路面ステッカー貼替作業

- ・令和5年9月15日までに実施し、完了後「作業終了届」(様式2)を提出すること。

7 提出書類

(1) 業務着手前

受託者は、契約締結後2週間以内に、次の書類を提出すること。

ア 業務計画書

なお、業務計画書作成にあたっては、前記6の作業実施期限を遵守した計画とすること。

(2) 業務完了後

受託者は業務完了後、速やかに次の書類を提出すること。

ア 業務完了届 1部

イ 業務報告書(電子データ CD-R 又は DVD-R 1枚提出含む) 1部

業務報告書には、貼替作業後の路面ステッカーの写真等を貼付することと。

なお、路面ステッカー等の写真データは、貼付場所が判別できるようにファイル名を変更すること。また、ファイル名は、調査報告書に貼付した写真データとの対比が容易にできる名称とすること。

8 路面ステッカーの仕様

(貼付する路面ステッカーは、貼替作業対象の指示を行うまでに委託者が支給する。)

(1) 寸法

H550mm×W650mm、シートカット、角R仕上げ

(2) 材質

スリーエムジャパン株式会社製ステイマーク路面標示用グラフィックサインの DP-CL 及び DPS。又は、同等品の可能性がある。

(3) 貼付する路面ステッカーのデザイン

片面カラー4か国語標記(日本語、英語、中国語、韓国語):2種類

別添2のとおり

9 その他

- (1) 人通りの多い場所での作業となるので通行の妨げにならないよう、十分に配慮すること。

- (2) 施工後、本業務が完了するまでの間に貼替えを行った路面ステッカーが剥がれた場合、発注者、受託者双方の協議のうえ、路面ステッカーの貼り直しを指示する場合がありますので、留意すること。
- (3) 路面ステッカーを除く、取扱説明書、プライマーなどの本業務の履行に必要な消耗品等は全て受託者の負担とする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者、受託者双方の協議のうえ決定する。

10 担 当

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課（札幌市役所 13 階北側）

特定廃棄物係 服部

Tel 211-2927 fax 218-5105

【様式 1】

令和 年 月 日

札幌市長

住所
商号又は名称
職・氏名

作業着手届

貼替作業実施方法の確認が終了しましたので、貼替作業に着手します。

【様式2】

令和 年 月 日

札幌市長

住所
商号又は名称
職・氏名

作業終了届

令和 年 月 日付け着手した路面ステッカー貼替作業が、令和 年 月 日に完了しましたので、報告します。

現地調査について

【路面ステッカーの種類】

次のいずれのステッカーであるか調査、記録してください。

		
A1 型	A2 型	B 型

【劣化度判定方法】

現地調査を元に、「汚れ」「破損」「剥がれ」の状況を入力してください。

① 汚れ

A	記載内容が明瞭に読み取れる状態
B	記載内容は読み取れるが、汚れが見られる状態
C	汚れで記載内容が読みづらい状態
D	汚れで記載内容の一部が読み取れない状態

※ ステッカー全体がはがれている場合は、判定不要です。

② 破損

A	破損がない状態
B	一部が破損しているが、記載内容はほとんど損なわれていない状態
C	ある程度破損し、記載内容の一部が損なわれている状態
D	記載内容が大きく損なわれるほど剥がれている状態

※ ステッカー全体がはがれている場合は、判定不要です。

③ 剥がれ（破損の程度によらず、判定してください。）

A	端部の剥がれがない状態
B	端部の一部が剥がれかけているが、通行への影響がない状態
C	ステッカーがある程度剥がれ、通行への影響が懸念される状態
D	ステッカーが大きく剥がれている状態
E	ステッカー全体が剥がれ、現地に存在しない状態

※ 剥がれの状態を悪化させることがないように、調査は丁寧に行ってください。

※ C,D 判定のステッカーを発見したら、速やかに撤去し、路面を通行に支障がない状態にした上で、都度、本市に報告してください。

判定イメージ (破損・汚れ)

		破損			
		A	B	C	D
汚れ	A				
	B				
	C				
	D	記載内容の一部が読み取れないほど汚れている物があれば、Dに区分してください。			

判定イメージ (剥がれ)

<p>B</p>	<p>端部の一部が剥がれかけているが、通行への影響がない状態</p>	
<p>C</p>	<p>ステッカーがある程度剥がれ、通行への影響が懸念される状態</p>	
<p>D</p>	<p>ステッカーが大きく剥がれている状態</p>	

※ C,D 判定のステッカーを発見したら、速やかに撤去し、路面を通行に支障がない状態にした上で、都度、本市に報告してください。

○路面ステッカーデザイン

(1) A型 (H550mm×W650mm)



(2) B型 (H550mm×W650mm)



※ これらのデザインを基本とするが、変更の可能性はある。